

認定こども園とは？

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

1

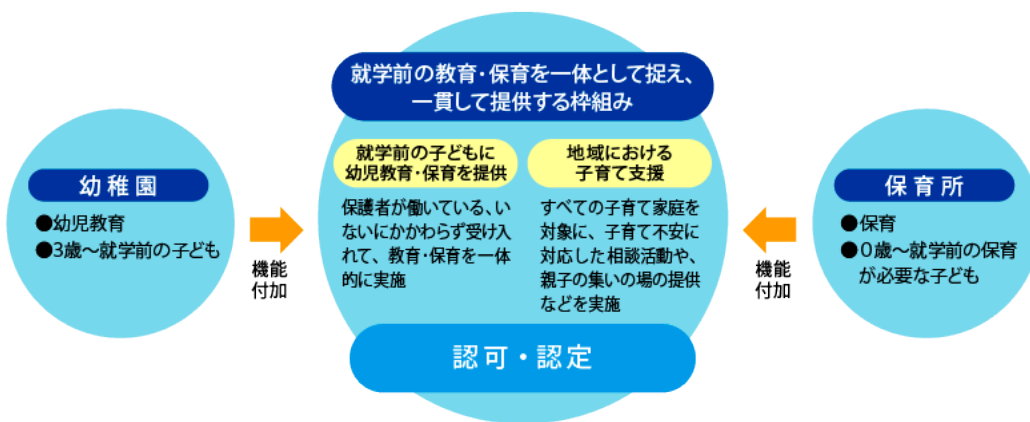
就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

2

地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけは失いません。

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園の利用手続きについて

新制度では教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分を設けています。

認定区分

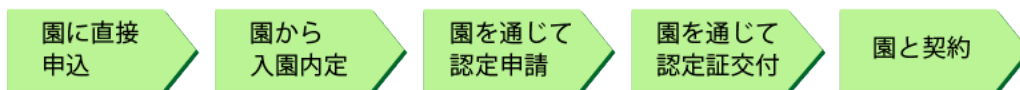
1号認定:教育標準時間認定・満3歳以上 → 認定こども園、幼稚園

2号認定:保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上 → 認定こども園、保育所

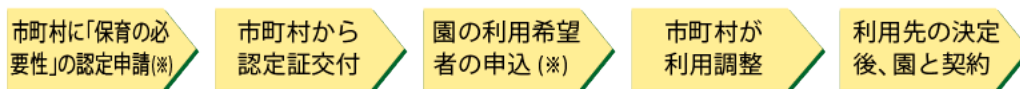
3号認定:保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満 → 認定こども園、保育所、地域型保育

■ 利用手続きの流れ (イメージ)

(1号認定の場合)



(2号・3号認定の場合)



※同時に行うことも可能